

平成23年 第14回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年9月8日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成23年9月8日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第263号議案 公立学校長の任命について

2 報 告 事 項

- (1) 平成23年度公私連絡協議会の合意事項について
- (2) 平成24年度東京都公立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について
- (3) 平成23年度「東京都教育の日」事業について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	白川 敦
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第14回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、時事通信社ほか1社、合計2社から、個人は、合計6名からの傍聴の申込みがありました。また、産経新聞ほか1社、合計2社からは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 7月28日開催の前々回第12回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第12回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回8月25日開催の第13回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第263号議案につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 平成23年度公私連絡協議会の合意事項について

【委員長】 報告事項(1)平成23年度公私連絡協議会の合意事項について、説明を、都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)を御覧ください。今年度末に都内の公立中学校を卒業する生徒を、都立高校と私立高校でそれぞれどれだけ受け入れていくかを定める平成24年度就学計画につきまして、9月6日の公私連絡協議会において、一般財団法人東京私立中学・高等学校協会との間で合意に達しましたので、その内容を御報告するものでございます。

就学計画につきましては、公私間の分担率について、一昨年8月に平成22年度から26年度までの中期計画について合意いたしました。その頃から、景気低迷、国による高校の授業料不徴収の制度が設けられたこともあり、この間、都立高校への入学志望者が増えてまいりました。そうしたことを受けて、平成22年度の都立高等学校入学者選抜において、全日制高等学校の不合格者が都立の定時制高等学校に回り、都立の定時制高等学校の二次募集で300人を超える不合格者を出したことを受けて、急きょ追加募集を行いました。このため、平成23年度就学計画に際してそのような事態が生じないように、都立高校側に160人の緊急対応枠を設けました。

今回、平成24年度就学計画を策定するに当たり、中期計画により算出した受入数に上積みして都立高校の募集枠を広げる方針で私学側との協議に臨むことについて、事前に教育委員の皆様の御了承を得て、この間、私学側と協議を重ねてまいりました。基本的にはその方針に沿って合意ができたと思っております。

内容を読み上げます。

「平成24年度就学計画を立てる上での進学率を96.0%とし、都立高校及び私立高校の按分比を59.6：40.4として、それぞれ下表上段のとおり生徒の受入れを分担する。」、これが中期計画に基づく考え方です。

「公私間の学費格差が顕在化し、都立高校全日制進学を希望していながらも選抜不合格となった生徒が都立定時制第二次募集に応募するという流れが生じ、応募者が募集人員を超える状況が起こっている。このため、平成24年度就学計画にあつては、公私連絡協議会の設置目的である、意欲と熱意のある生徒を一人でも多く受け入れ、行き場がなくなる生徒が生まれないようにするために、従来の公私分担数に加え、定時制第二次募集において募集人員を上回ると想定される人員を緊急対応枠として、私立高校側の協力の下、都立高校に設定することとする。」としたもので、下表の下段のとおり、都立高校に200人を加算して4万2,200人、私立高校が2万8,500人という形で合意に達したものでございます。

3ページの「別紙」を御覧ください。積算の内訳ですが、簡単に御紹介いたします。

平成24年度の卒業予定者のA欄に、都内公立中学校卒業予定者が7万6,808人、昨年度よりも1,978人増と見込んでおります。これに計画進学率のB欄の数字を掛けて、進学者がC欄の7万3,800人となります。ここからD欄の国立・他県高校への進学者を除き、都内公立私立高校受入分のE欄が7万500人となります。これに中期計画に基づく分担率を掛けますと、F欄の都内私立高校受入分が2万8,500人、G欄の都立高校受入分が4万2,000人となり、これに一番下の緊急対応枠の200人を加えて4万2,200人とするものでございます。最終的に、都立高校の募集枠は昨年よりも1,040人増となります。

今後、この4万2,200人を基礎とし、各都立高等学校の募集人員を定める議案を10月の教育委員会に提出したいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの報告に対して、何か御意見、御質問がございますか。

質問ですが、計画進学率を東京都は96パーセントと見込んでいますが、これは毎年ほぼ同じような状況になっているのでしょうか。全国平均に比べると少し低いですね。全国平均では98.3パーセントだったかと思います。

【都立学校教育部長】 恐らく、それは定時制も含めた数字だと思います。これは、中学3年生に対して12月の段階で進路希望調査を実施した際に、全日制高等学校を希

望している生徒の割合が95.数パーセントあり、それを少し上回る数字として96パーセントを設定しております。

【委員長】 私は学校基本調査をしょっちゅう見ているので、確かにおっしゃるとおり少しデータが違うのかもしれませんが、分かりました。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、この件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 平成24年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【委員長】 報告事項(2)平成24年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について、説明を、同じく都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 報告資料(2)を御覧ください。平成24年度都立高等学校入学者選抜実施要綱をまとめましたので、その内容を御報告いたします。

昨年からの変更点を中心に御説明します。

「1 主な日程」ですが、これは5月に既に公表している内容で、2ページに詳細がありますので御覧いただきたいと思います。推薦選抜、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・全日制第二次募集と大きく三つに分かれております。推薦選抜は1月下旬に行い、検査日は1月27日です。第一次募集・分割前期募集は、検査日は2月23日です。分割後期募集・全日制第二次募集は、学力検査が3月9日ということで、1月末から3月にかけて入学者選抜の日程が続く形になっております。

1ページの「2 主な変更点」ですが、3点あります。一つが「推薦に基づく選抜における選抜方法について」です。推薦選抜については、7月の定例会において来年度の推薦選抜の実施方針について御決定いただきました。これを各都立高校に周知し、各学校長がこれを基に推薦選抜の有無、推薦枠、選抜方法や配点などについて決定したものです。実施方針において、推薦選抜の趣旨をより明確にするように小論文や作文の実施を求め、これを受けて、今回新たに、資料に記載している23校において小論文又は作文を実施することになりました。

3ページ、4ページを御覧ください。推薦選抜において小論文又は作文を実施する

高等学校の一覧です。網掛けしてある高等学校が、今回から新たに小論文又は作文を実施する学校です。例えば、2番目の都立三田高等学校では、来年度から新たに小論文を実施して、全体で700点の中で100点の配点を小論文に与えております。

なお、推薦選抜を実施する学校は全部で170校ありますが、そのうちこのように小論文又は作文を実施する学校又はコースは、60校となっております。

また、推薦選抜については、教育委員会において議論を積み重ねてまいりました。7月の教育委員会定例会で御報告しましたように、現状においても推薦選抜の趣旨が未だ生かされていないのではないか、単に成績が良い生徒を早く確保することを目的に実施している学校が多いのではないかという問題がありまして、この推薦選抜の趣旨を生かすにはどうしたらよいか、そのための選抜方法や枠をどのように考えていくかについて、検討組織を設けて今後検討していくことにしております。

2点目の変更点は、「文化・スポーツ等特別推薦について」です。応募資格の明確化として、一般推薦と同様、中学校長の推薦を受けた者を応募資格とすることを明確化しました。

3点目の変更点は、「在京外国人生徒対象の入学者選抜について」です。実施校の拡大ということで、従前の都立国際高等学校に加え、今年度は都立飛鳥高等学校でも実施しましたが、来年度は更に、練馬区にある都立田柄高等学校においても在京外国人生徒対象の入学者選抜を実施することとしました。

なお、都立田柄高等学校を選んだ理由ですが、現に外国籍生徒の在籍者数が、都立国際高等学校、都立飛鳥高等学校に次いで多いことなどを踏まえたものであります。

募集数については、10月に決定する都立高等学校各校の募集人員の中で定めていくことにしております。

今後の予定ですが、本日プレス発表した後、中学校、高等学校、中学3年生の生徒や保護者に対して、様々な場を設定して説明していく予定にしております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【内館委員】 小論文又は作文を書かせることによる評価は大切なことだと思いま

すが、いろいろ見ていますと、小論文の主題が、作文の主題と限りなく近くて、区別がつかないものが結構多いと思います。具体的に過去の例として、小論文及び作文にはどのような論題のものを出したのでしょうか。

【都立学校教育部長】 過去の例で申しますと、小論文の場合は、例えば社会関係や理科関係などの統計数値を見せて、ここからどのようなことが導き出せるか、そうしたものを論文として書かせるような問題です。

作文の場合は、分析というよりも、その生徒の考え方をどのように表現し、まとめていくかという点を見ております。

【内館委員】 ということは、小論文の場合は統計数値を渡して、それについて思っていることを、理論的に書かせるということですね。

【立学校教育部長】 はい。基本的にはそういう手法を用いております。

【内館委員】 これは都立高等学校の例ではありませんが、以前、例えば小論文の試験の主題が「家族の思い出」というものがあって、これは作文ではないだろうかと思いました。それは、主題の部分が重なることが多かったので、それだと全部が作文ではないかと思いました。ですから、今おっしゃったように、何かの統計数値を渡すとか、与えられた論題についてどう考えるかきちんと述べよというようなことであれば構わないと思いますが、作文と小論文とでは、受ける生徒の意識もかなり違ってきますからね。

【都立学校教育部長】 私の理解では、明確に分かれているのかなと認識しておりますが、実態上、どこの学校でも明確にできているか確認するよう留意してまいります。

【内館委員】 「明確に分かれているのかな」ではなくて、やはり分かれるべきだと思います。

【都立学校教育部長】 はい、徹底してまいります。

【委員長】 ほかにございますか。どうぞ。

【竹花委員】 この問題については、私はこれまでも都教育委員会で様々な発言をして改善を求めてきたのですが、昨年、今年と、各学校長に、入学者選抜は学力試験に基づく入試制度が原則であって、推薦選抜は特別な理由があって実施されるもので

あるという法律の規定の趣旨を十分に踏まえて検討するように、繰り返し発言をし、そのように指導するように皆さんに申し上げてきました。

一昨年あるいは昨年と比べて、商業高校、工業高校を除いた普通科高等学校において、推薦制度を採用している高等学校はどのように変化していますか。

【都立学校教育部長】 推薦選抜の実施校は全体で170校ありまして、そのうち普通科が119校です。これは、島しょを除いた全ての全日制高等学校で実施されております。

【竹花委員】 全ての普通科の高等学校において推薦選抜を実施しているという実態は変わらないということですか。

【都立学校教育部長】 変わりません。

【竹花委員】 その選抜制度に基づく合格人員の数ほどになっていますか。

【都立学校教育部長】 枠について少し変更した学校がありますが、大筋では変わっていません。全部で約4万人の生徒が都立高等学校に入学しますが、そのうち約26パーセントが推薦選抜によって合格しております。

【竹花委員】 私は、今の選抜制度の在り方は法律の趣旨に合致していないということをおかねて主張してきましたが、その状況は、基本的にこの2年間においてもほとんど変わっていないと考えてよろしいですか。

【都立学校教育部長】 選抜方法の工夫はしてまいりました。例えば、今回の小論文や作文を新たに実施することや、面接時間を延ばして、更に面接の配点を若干上げるという工夫をした高等学校も数十校ありましたが、全校で推薦選抜を実施しておりますし、推薦の枠についても、都立高等学校全体としてはほとんど変化がなかったと考えております。

【竹花委員】 それは、私の意見が全く受け入れられなかったことになりませぬ。

【都立学校教育部長】 ボリュームという意味ではおっしゃるとおりかと思っております。

【竹花委員】 その理由はどこにありますか。部長が指導をする際に、私の趣旨をきちんと伝えましたか。

【都立学校教育部長】 はい。御指示いただきましたように、できる限り、御発言

をそのまま全校長に配付して、どのような議論がなされているかについては説明してまいりました。

【竹花委員】 そのことについて、都立学校教育部長の考え方はどうだと伝えましたか。

【都立学校教育部長】 教育委員の指摘を各学校において真剣に受けとめてほしいと話しました。

【竹花委員】 分かりました。あなた方の指導は私の要望に沿って適切に行われたことを前提にして、これがほとんど変わらなかったことについて、これを変えていくにはどのようにすればいいとお考えになりますか。

【都立学校教育部長】 個々の校長にとりましては、推薦選抜の趣旨はこうであると、この間の教育委員会の議論を踏まえて説明してまいりましたが、恐らく、そうはいつでも、成績の良い生徒を早く採りたいという気持ちから抜け出せていないのではないかと推察しております。

【竹花委員】 分かりました。僕はこの2年間、校長の方々によく考えていただいて問題を解決しようという方向を、この7月においても了としたわけですが、その結果全然変わらないのであれば、教育委員会として、こうあるべしという姿をきちんと示して、来年度以降は、入学者選抜実施要綱について、我々が夏に示すものの中身について検討していくほかないと考えます。そういう準備をしていただきたいと思いません。

今の御報告の中に、どのようにしていくのかを検討する委員会を設けようというお話もありまして、どのような委員会になるかわかりませんが、今後の都立高校の在り方について、入学者選抜の在り方も含めて全面的な見直しが行われているわけで、そういう中でもこの問題を一つの重要な事項として取り上げて、少なくとも来年度以降の入学者選抜の在り方に抜本的な変更を加えるように準備をしていただきたいと思えます。

教育委員の皆さん方がどういう御意見をお持ちなのか、これまでの議論の中でははっきりしないところもありますが、毎年こういう状態が続けられているようでは、前例踏襲主義もいいところで、教育の世界の古さを示すようなものですから、東京都教

育委員会としてもきちんとこの問題についての考えを示さなければ変わらないのであれば、示す方向で検討していただけるようお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 今の竹花委員の御意見は、本質的に学力試験を実施しているじゃないかということですね。

【竹花委員】 いえ、そういうことばかりではなく、一般選抜にこの選抜制度の在り方が、基本的に類似しているところがありはしないかということです。

【委員長】 資料2を御覧いただきますと、例えば都立竹早高等学校は、調査書点が700点、面接が150点、作文が150点、合計1,000点です。これだと、極端に言うと、ほとんど調査書点で決まってしまう。であるとすれば、推薦に基づく入学者選抜の意味があるのかということにもなりますね。

【竹花委員】 そういうことでもあります。というのも、学力試験による選抜でも調査書点は3割程度加味されていますね。

【委員長】 そうです。その上、また調査書がある。

【竹花委員】 また調査書が出てきて、しかも、入学者選抜において合格する人数が全体の3分の1から4分の1を占めるという在り方は、これを例外的な措置として扱っている法律の趣旨とは全く違うものであるということです。

もう一つです。普通科の高等学校における推薦選抜制度が、文部科学省の指示もあって取り入れられるようになった背景には、当時、この問題を取り上げていたのはもう十五、六年前になりますか、学校以外が行う試験を基にして偏差値がつけられて、学校ごとに、ここはこうだというような形での高校入試の在り方は問題であるという意識から取り入れられ始めたものです。しかし、その後、十余年を経てそういう状況がなくなっているわけで、もう一度本来の都立高校入試の在り方に戻って、どうすべきかということを考えるべきであると、僕がかねて主張してきたわけですが、そういう趣旨であります。

もちろん、学力偏重であっていけないことは事実ですが、今、僕らが、どんな都立高校をつくっていくのかということもあれこれ検討しております。例えば、学力を重視した進学指導重点校もありますし、それ以外に特長を持った都立高校をつくらうと

ということもあると思います。そうした学校ごとに入学者選抜制度の生かされ方が異なるわけですし、その枠もまた変わってきてしかるべきであると思います。

現在の状況が前例踏襲主義で継続して行われていることは非常に問題だと思っておりますので、是非ともしっかりした根本的な検討を加えて、来年度以降、教育委員会において明確で具体的な在り方を示していくことが大事だと思っております。その点、よろしくお願いしたいと思います。

【委員長】 推薦に基づく入学者選抜の問題は非常に難しく、大学でも大変悩んでいます。現在、私立大学ではほとんど実施されています。非公式情報ですが、聞くところによると、有力国立大学の中にも再来年辺りから実施しようと考えているところもあるようです。大学は、入学してきた学生たちの高等学校における成績、大学に入学してからの成績を徹底的に追跡しています。その結果、その大学のエゴイズムかもしれませんが、こういう学生がもっと来ればいいというようなことも考えています。10%くらいは推薦入学で採ろうという有力国立大学が幾つか出てきそうな気配です。

有力国立大学は、現在は推薦入学者選抜をほとんど実施していませんが、いずれ実施するというような話も聞いておりますので、その辺りと協働して推薦入学者選抜の全体の在り方を考えていくことが必要ではないかと思っております。推薦入学者選抜は非常に難しく、一度実施してやめた大学も多くあります。私がいた大学も一部では実施していましたが、結局、労力がかかりすぎるのでやめたということは以前に御紹介したと思っております。

いずれにしても、竹花委員は以前からそういう問題を提起されておりますので、ひとつ真剣に取り組んで、どういう姿が一番望ましいのか、その辺、議論していきたいと思っております。

都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【川淵委員】 今ここで言うべきことかどうかよくわかりませんが、今回、教育委員に任命されて、私立高校に比べて都立高校から一流大学に入学する生徒の数が著しく落ちたことから進学指導重点校その他ができたと聞いて、少し違和感を持ちました。

なぜなら、東京大学や京都大学などに入学するためだけに都立高校があるのかと思っておりました。チャレンジスクールやエンカレッジスクールは大変良い命名だと思っております。

これもいろいろな議論があつての決定なので、今、僕がとやかく言うのはおかしいことかもしれませんが、進学指導というけど、では、人間教育はどうなっているのかと最初に思いました。

先日、大阪の母校に行って、大阪はどうかと質問したら、大阪では、こういうものは「グローバル・リーダーズ・ハイスクール」と言っているそうです。こちらがよほど粹だと思いました。要するに、世界的な指導者を育てるということでしょう。そうすると、生徒は、指導者になるように我々は勉強をしているのだという自尊心が持てるわけです。ところが、「進学指導」というと、どこかの良い大学に入学しさえすればいいのかという印象を最初に持つので、この命名は最悪だと思います。その辺がどう変えられるのか、議会の承認事項なのか、よく知りませんが。エンカレッジとかチャレンジスクールというすばらしい命名の割に、この進学指導重点校というのは全くおかしいと、最初に違和感を持ちました。

また、以前にもこの話があつたと思いますが、何も命名されていない都立高校は何となく目標をなくしているという感じがあると聞いて、それも変だと思いました。大阪では、特色づくりというか、自分の高校ではこういうことをしたいというアイデアを出して、そのアイデアが良ければ数百万円の年間予算を付けて、その方向に努力させています。東京都でも同じようなことをたぶん実施していると思いますが。

資料2の備考欄が空白になっている高等学校は、何を目標にしているのかと言われかねない。その数がかなり多くあることが問題だと思いました。進学指導重点校などいろいろなことを言っているにもかかわらず、そういう空白の学校をつくっていいのか。それぞれの高等学校で目標を持って活動させなさいと言いたいです。ここで言うべきことなのかどうか分かりませんが。最初に「進学指導重点校」を聞いたときに、正直言って大変な違和感がありました。

【委員長】 大阪の例は、確かに良いですね。「進学指導」というと、どこかの大学に入学させるためだけの印象がありますね。

【川淵委員】 こういう命名の仕方は、僕から言わせれば、予備校と同じではないかという印象です。

【委員長】 委員長というよりも、昔、大学にいた人間として発言させていただき

ますが、今、大学で困っているのは、私立の同じ学校の卒業生が非常に増えていることです。例えば医学部などは、ある高校の卒業生が7割も占めるような状況になっているとも聞きます。大学としては多様性が欲しいと考えているので、それを実現するために推薦選抜を行うという考え方もあります。

いろいろな見方があると思いますが、おっしゃったことはよくわかります。確かに、進学指導重点校というのは余り良くないですね。

【川淵委員】 どう考えても余り良くないですね。

今日はそんなところでいいですが、とにかく、僕が最初に違和感を持ったのがこの言葉です。

【竹花委員】 これから都立高校改革の在り方について検討していくわけですから、その問題も含めて、事務局に検討の準備をしてほしいと思います。いろいろな考え方がありますので、命名の仕方だけの問題なのか、考え方の問題なのかということも含めて、我々教育委員全体でよく議論する場を持って、今後の都立高校の在り方について、ある程度の方向性を出していくことは大切だと思います。

【委員長】 川淵委員がおっしゃった世界的な人材のことですが、今、日本は、国際標準ということで非常に苦労しています。これは私より竹花委員がよく御存じだと思います。パーツは良いものを作っているのですが、組み立てたときの国際標準が取れないものですから、アップルなどの企業に大儲けされていて、パーツを作っている日本の企業は全然儲からないという状態が出てきています。

現在、どうしたら国際標準の舞台上で活躍できる人材を輩出できるかということいろいろ議論しています。一つの可能性として、帰国子女の皆さんはどうだろうかという案が出てきまして、国際高等学校の卒業生がどこに就職しているかということ調べてもらいました。開校10年くらいでまだ同窓会名簿ができていないのですが、非常に協力的な先生がいて調べていただきました。残念ながら、国際高等学校の卒業生の中からは、そういう舞台上で働けるような人は余り輩出されていないということがわかりました。

ですから、大阪の例のように、最初からそういう人材を育成するということで授業計画を立てて進めていけば、状況は随分変わってくるのではないかと思います。私は、

国際舞台において英語で大げんかできる人は、ああいう高等学校を卒業した人しかいないと思っているものですから、その辺も含めて、都立高校全体の改革を進めなければいけないと強く思っています。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ただいまの件についてはいろいろな御意見が出ました。これは非常に重要な問題ですので、事務局には前向きに受け取っていただきたいと思えます。この件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 平成23年度「東京都教育の日」事業について

【委員長】 報告事項(3)、平成23年度「東京都教育の日」事業について、説明を、地域教育支援部長、よろしく願いいたします。

【地域教育支援部長】 報告資料(3)、平成23年度「東京都教育の日」事業について報告いたします。

まず、「東京都教育の日」の趣旨についてです。「東京都教育の日」は、都民の教育に関する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成16年2月に11月の第一土曜日を「東京都教育の日」と東京都教育委員会が制定したものであります。今年度は11月5日が「東京都教育の日」となります。

次に、今年度の「東京都教育の日」のテーマ及び事業概要についてです。テーマは、3月11日に発生した東日本大震災の経験を教訓とするため、「災害時の学校・家庭・地域の役割と相互連携」と設定し、学校が災害から子供を守ることと、福島第一原子力発電所の事故等による電力供給不足に対応するため、省エネルギー対策についても考える機会を設けます。

次に、事業概要です。「東京都教育の日」の当日の事業のほかに、教育庁、学校、東京都の各局において、9月から11月までの3か月間を「『東京都教育の日』推進期間」とし、この間にテーマに関連した事業を実施する際は、「東京都教育の日推進事業」と冠を付け、「東京都教育の日」の普及啓発を図ってまいります。

今年度の「東京都教育の日」の推進事業として①から④まで記してありますが、該当するものとして9,407件の事業を予定しております。また、都内の学校に在籍している児童・生徒を対象として、今年度の「東京都教育の日」のテーマに基づき、防災及び省エネルギー対策についての標語とポスターを募集しました。最優秀及び優秀作品となった標語・ポスターは、東京都教育の日の普及啓発用ポスターとして活用してまいります。9月7日の時点で、標語812点、ポスター19点の応募がございました。

これらの広報については、①、②、③に記載してあるとおり実施します。

さらに、今年度も各教育委員の皆様方に、公立学校で実施される特色ある「東京都教育の日」の推進事業を御視察いただく予定としております。スケジュール等については、教育委員会終了後に、改めて御説明申し上げます。

続いて、11月5日の「東京都教育の日」の当日の事業について説明いたします。

1点目。シンポジウムを開催します。いずれも予定ですが、基調講演は、3月11日当時、岩手県釜石市の教育長であった河東眞澄さんをお招きしまして、「災害から子供を守るということ―報道だけでは伝わらない被災地の現実」をテーマにお話を伺う予定でございます。また、パネルディスカッションでは、コーディネーターの関西学院大学の室崎教授をはじめとして、学校や保護者の代表者に加え、学校・地域を支援する行政組織の方々もお招きして、「首都直下型地震発生時に、学校で何ができるか」をテーマとして、様々な提言を受け、討議を行う場を設定いたします。

2点目。募集した標語とポスターの中から最優秀作品、優秀作品を創作した児童・生徒の表彰を行います。小学校及び特別支援学校小学部、中学校及び特別支援学校中学部、高等学校及び特別支援学校高等部、三つの部門ごとに選定いたします。

3点目。学習ボランティア、読み聞かせ、清掃活動、登下校時に付き添いや見回りなど、長期間にわたり継続して学校活動等の支援を行っている団体・個人に対しまして、東京都教育委員会から感謝状を贈呈いたします。

4点目。児童・生徒の健康増進や食育の推進に向けた活動など、学校保健・学校給食等における指導、運営等を通じ、優れた功績がある学校関係者や団体、組織的・計画的に健康づくりに取り組む学校を表彰いたします。

5点目。省エネルギー等に関する展示ブースや、節電のポイント、省エネ機器の効

果等について紹介するブースを設置いたします。また、現在、東京都教育委員会としても力を入れておりますが、普及の観点からはもう一步となっております校庭の芝生化や壁面緑化等の状況について、豊富なバリエーションをもって実践されている校庭の写真や図面等のパネルを展示し、当日の参加者に、東京都の様々な取組について理解を深めていただく機会を設けます。

以上、今年度の「東京都教育の日」の事業について報告いたしました。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か質問がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件についても報告として承ったことにさせていただきます。このとおり、きちんと進めていただきたいと思います。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

9月22日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 それでは、今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願ひいたします。

【教育政策課長】 今後の日程ですが、次回の教育委員会定例会は、9月22日、木曜日午前10時からの開催を予定しております。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

それでは、日程以外の発言です。

日程以外の発言

【委員長】 皆様御存じのとおり、8月24日の新聞の夕刊に、東京都の教育委員の

報酬についての記事が掲載されました。私も取材を受けました。これについて、東京都としての考え方を教育長から御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【教育長】 　では、説明させていただきます。

教育委員をはじめとする行政委員会の委員報酬につきましては、地方自治法第203条の2第2項において、「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りではない。」と規定されております。条例で特別の定めをした場合として、東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例が定められておまして、教育委員の報酬については月額制としております。

この月額制が適切であるかどうかについて、東京高等裁判所の判例があります。平成23年2月9日の判例ですが、主要部分を読み上げさせていただきます。

条例をもって特別の定めをすることができる場合、これは先ほど言いました地方自治法第203条の2第2項で言うところの特別の定めです。この条例をもって特別の定めをすることができる場合は、地方公共団体は、勤務日数や勤務時間、業務の繁忙等の勤務実態のみでなく、各委員の業務内容、業務の性質、権限の内容や性質、委員が負うこととなる職責、選出に伴い受けることとなる各種制限、各地方公共団体における財政規模や財政状況、適性を備えた人材確保の必要性とそのための相当な報酬額など、各種の要素を勘案した上、自主的な判断の下に条例で特別の定めをすることができるというべきである、という判例がございます。

これに従って教育委員の業務内容を考えてみたいと思います。まず、教育委員会は地方公共団体の独立した合議制の執行機関であり、委員には、所管する業務について自らの責任で判断をしていただく重要な役割が課せられております。そういう役割を持つ教育委員会の業務ですが、単に教育委員会の定例会あるいは臨時会への出席に限られるものではありません。

幾つか具体的に紹介させていただきますと、定例会や臨時会のほかに開催されます集中討議、知事との懇談、教育施策連絡会、一都九県教育委員会全員協議会、本日の議題にもありました「東京都教育の日」の事業の視察・出席、東日本大震災の被災地への視察・応援、表彰式、入学式、開校式、卒業式、周年行事への出席、校長・若手

教員等との意見交換など極めて多岐にわたっております。また、教育委員には、事務局から随時、教育問題に関する様々な資料を提供させていただいておりますし、委員からも事務局に対して教育問題に関する統計その他の収集等を依頼されております。つまり、委員の皆様には、常日頃から、24時間365日、教育委員として東京都の教育の改善・充実方策について考えていただいておりますし、そうしたお考えをその都度知見として私どもに御教示いただいております。教育委員会の定例会のみならず、いろいろな場面で様々な形で教育委員としての責務を果たしていただいております。かつ、教育委員としての制約もあります。これは、24時間365日途切れずに続いている責務・制約であります。

こうしたことを様々考えますと、私ども東京都教育委員会教育委員の報酬を月額制としていることについては全く適正であり、何ら問題はないと考えております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。何か御意見がありますか。

【竹花委員】 教育委員の報酬について、日勤制にしようという動きが一部の自治体にあることは承知しておりましたが、それに対して私自身は、教育委員の責務の在り方について、そうした地方自治体は明確な考え方が持っていないのではないかと感じていました。

今、教育長からも御説明がありました。教育委員会の業務は、東京都教育委員会の責務として法令上書かれた事項について24時間続いているわけで、それは、教育委員会の名において続けられているものです。「教育委員会の名において」というのは、行政の執行機関として位置付けられていることによるものですが、そういう責務の中で、この会議に出席したことだけで教育委員会の責任が果たされているというものは決してありません。これも法令上明らかです。

その委員として私どもは参加しており、確かに非常勤ではありますが、それは毎日仕事場に来ないという意味であって、教育委員会としての責任を果たすために様々な準備なり、説明を受け、学校との意見交換等が予定されている責務であります。それは、日勤制にはふさわしくない職務であろうと思います。東京高等裁判所の判決もそうしたことを前提としているものです。

もっとも、この在り方については教育委員会で決めるわけではなく、関係部局が都議会の同意を得て決めるものですから、私どもが何と言っても、私どもの判断でどうなる問題ではないことを前提にしつつも、そうしたことについてきちんとした理解をしておくことは大事だと思います。

あの記事の影響で、私自身は、多くの誤解を基にした問合せを受けておりました、「竹花さん、一回も教育委員会に行かないで給料をもらっているのか」と言われておりました、非常に迷惑しております。教育委員会としてのきちんとした考え方のようなものが、本日は公開の会議ですし、教育関係者の皆さん方にも議事録を通じて伝わることになりますので、今、教育長から説明をしていただいて非常にありがたいと思っております。

【委員長】 よろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ――

以上で、本日の教育委員会を終了いたしまして、引き続き、非公開の審議に移ります。

(午前10時59分)